

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	御前崎市国民健康保険税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

御前崎市は、国民健康保険税に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいやその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

御前崎市長

公表日

令和7年1月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険税に関する事務
②事務の概要	・地方税法等の法律及び条例に基づき、被保険者に対する国民健康保険税を算出し、賦課徴収事務を行う。 【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務】 ①国民健康保険税の賦課、更正、減免及び徴収 ②納税通知書等の発送 ③特別徴収に関する事務 ④賦課情報に基づく各種証明書の発行 ⑤納税義務者及び納税管理人等の宛名情報の特定や突合等の宛名管理に関する事務
③システムの名称	国民健康保険税システム、収納消込システム、口座関連システム、団体内統合宛名システム、滞納管理システム、中間サーバー、情報連携システム

2. 特定個人情報ファイル名

国民健康保険税情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表24、44の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16、24条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48、69、70、71の項 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、39、42、48、49、53、57、58、59、65、66、69、73、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、115、118、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、151、152、155、156、158の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	総務部 税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	御前崎市役所 総務部 税務課 〒437-1692 静岡県御前崎市池新田5585番地 0537-85-1114
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	御前崎市役所 総務部 税務課 〒437-1692 静岡県御前崎市池新田5585番地 0537-85-1114
-----	---

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業

[○]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査

実施の有無	[☒] 自己点検	[☐] 内部監査	[☐] 外部監査
-------	---	--------------------------------	--------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	他市区町村からの課税状況照会に回答するため、マイナンバーが記載された課税資料の写しを提供する際は、確実なマスキング処理等を行うとともに、対策を確実に実施したことの確認を複数人で行っており、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月17日	5.評価実施機関における担当 部署②所属長	税務課長 中嶋 豊	税務課長 大倉勝美	事後	
平成28年8月22日	Ⅱしきい値判断項目1.対象人数の時点計数日	平成27年8月31日時点	平成28年8月22日時点	事後	
平成28年8月22日	Ⅱしきい値判断項目2.取扱者数の時点計数日	平成27年8月31日時点	平成28年8月22日時点	事後	
平成30年3月22日	Ⅱしきい値判断項目1.対象人数の時点計数日	平成28年8月22日時点	平成30年3月22日時点	事後	
平成30年3月22日	Ⅱしきい値判断項目2.取扱者数の時点計数日	平成28年8月22日時点	平成30年3月22日時点	事後	
平成30年4月1日	5.評価実施機関における担当 部署②所属長	税務課長 大倉勝美	税務課長 高塚高寿	事前	人事異動に伴う所属長変更
平成31年4月1日	5.評価実施機関における担当 部署②所属長	税務課長 高塚高寿	税務課長	事前	
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策	—	Ⅳリスク対策追加	事後	
令和2年4月1日	I 1③システムの名称		、情報連携システム	事後	システムを追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I-4-②	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二の27,42,43,44,45の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第20,25,26条 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二の1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,46,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,16,19,20,21,22,23,25,28,31,32,33,34,35,36,37,38,39,40,43,44,45,47,49,50,51,53,54,55,58,59,60条	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第二の27,42,43,44,45の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第20,25,26条 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第二の1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,46,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,16,19,20,21,22,23,25,28,31,32,33,34,35,36,37,38,39,40,43,44,45,47,49,50,51,53,54,55,58,59,60条	事後	法改正に伴う変更
令和4年9月1日	II-1対象人数	平成30年3月22日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年9月1日	II-2取扱者数	平成30年3月22日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年9月12日	II-1対象人数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年9月12日	II-2取扱者数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和7年1月24日	II-1対象人数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和7年1月24日	II-2取扱者数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月24日	I-3個人の利用	【法令上の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項及び別表第一の16,30の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日号外内閣府、総務省令第5号）第16,24条	・番号法第9条第1項 別表24、44の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16、24条	事後	法改正に伴う変更
令和7年1月24日	I-4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第二の27,42,43,44,45の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第20,25,26条 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第二の1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,46,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,16,19,20,21,22,23,25,28,31,32,33,34,35,36,37,38,39,40,43,44,45,47,49,50,51,53,54,55,58,59,60条	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48、69、70、71の項 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、39、42、48、49、53、57、58、59、65、66、69、73、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、115、118、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、151、152、155、156、158の項	事後	法改正に伴う変更
令和7年1月24日	IVリスク対策	—	8.人手を介在させる作業 追加	事後	新様式に伴う変更
令和7年1月24日	IVリスク対策	—	11.最も優先度が高いと考えられる対策 追加	事後	新様式に伴う変更